

令和6年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和6年3月19日（火） 午後1時00分～午後2時15分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘

委 員 渡部 佳子

委 員 豊田 雅之

委 員 小寺孝治郎

委 員 中島 緑

職 員

教育部長 秋元 淳

教育部次長兼教育総務課長 亀田 聡史

教育部次長兼文化課長 鈴木 和代

教育部部参事兼学校教育課長 上田 真里

学校給食課長 清水 佐知子

生涯学習課社会教育係長 山下 理

まなび支援センター所長 難波 秀和

学校給食センター所長 北村 晴美

図書館長 松本 明子

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

中央公民館長 水越 学

（会議事務局）

教育総務課主幹 伊藤 浩之

教育総務課管理係長 芝田 雅人

教育総務課主査 河名 千愛生

4. 傍聴人数 0名（非公開議案4件）

5. 議 案

議案第2号 令和6年度重点目標・施策について

議案第3号 木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 職務の級が6級以上の職員等の人事について

6. 報告事項

報告第7号 専決事項の報告について

木更津市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定について

報告第8号 専決事項の報告について

木更津市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
報告第 9 号 専決事項の報告について

木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について
報告第 10 号 臨時代理の報告について

木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について

報告第 11 号 臨時代理の報告について
校長及び教頭等の任免の内申について

7. 議 事 大 要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和 6 年 3 月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。また前回、2 月定例会議の会議録につきましては、渡部委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

議案の審議に入ります前に、会議の公開の可否につきまして委員の意見を求めます。本日、審議が予定されております議案第 5 号「職務の級が 6 級以上の職員等の人事について」、並びに報告第 9 号「木更津市立公民館長の任命について」、報告第 10 号「木更津市郷土博物館金のすず館長の任命について」及び報告第 11 号「校長及び教頭等の任免の内申について」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の人事に関する案件ですので、非公開といたしたいが、いかがでしょうか。

<意見なし>

それでは、採決に移ります。議案第 5 号及び報告第 9 号から報告第 11 号までの 4 件につきまして、非公開とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員により、当該案件は非公開に決定いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第 6 号「木更津市社会教育委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第 2 号「令和 6 年度重点目標・施策について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 2 ページをご覧ください。本議案は、令和 6 年度本市教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 1 号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別にお配りさせていただきました、表紙に「令和 6 年度重点目標・施策」と記載のございます資料をご覧ください。内容につきましては、先日、委員の皆様へ素案をお配りして、回答期限を設けさせていただき、修正などをお伺いしたところ、内容に修正はございませんでした。一部、「令和 6 年度の取組・成果指標」について、統一した表記方法に改めております。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・

ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第2号「令和6年度重点目標・施策について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第3号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第3号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料3ページをご覧ください。本議案は、小学校及び中学校の管理運営に関し必要な事項を定めた規則について、千葉県条例の改正に伴い、関係条文の整備をしようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

千葉県職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めた「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」が一部改正され、子育て部分休暇制度が新たに設けられました。それに伴い、木更津市立小学校及び中学校に勤務する教員等県職員に係る休暇の承認について定めた第43条第4項に本休暇を加えるものでございます。

新旧対照表は、4ページのとおりでございます。なお、この規則は令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第3号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第4号「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第4号「木更津市立郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料5ページをご覧ください。本議案は、「木更津市立郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例」の施行に関し、必要な事項を定めた規則を改正することについて

て、条例の改正等に伴い、関係条文の整備をしようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

郷土博物館金のすずにつきましては、条例の改正により、令和6年4月1日からすべての年代の方の常設展観覧料が無料になるところでございます。これに伴い、規則第7条について、観覧料を徴収する特別展のみ観覧券を交付するよう改めるものでございます。その他、第8条について、優待観覧券及び招待観覧券をお持ちの方の当該観覧券の提示に係る規定がされていなかったことから、受付でこれを提示するよう改めるほか、講習会の受講や、施設の使用許可等に係る各種申請書、届出書及び申込書の様式について、申請者等の押印の欄を削除するものでございます。

新旧対照表は、7ページのとおりでございます。なお、この規則は令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第4号「木更津市立郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、人事の案件ですので、関係職員以外は退席をお願いします。

<教育部長・教育部次長・教育総務課職員以外退室>

それでは、議案第5号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」を議題に供します。

<事務局説明・質疑>

採決に移ります。議案第5号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。全職員の入室をお願いします。

<全員入室>

続きまして、報告事項に移ります。

報告第7号、専決事項の報告「木更津市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

報告第7号、専決事項の報告「木更津市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料 8 ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 9 条第 1 項の規定により、教育長の専決により処理を行いました案件に関するものでございます。

9 ページをご覧ください。木更津市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員の訓告等取扱規程を制定することについて、令和 6 年 2 月 27 日付けで教育長の専決により処理を行いましたので、規則第 9 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

10 ページをご覧ください。この規程は、木更津市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員に非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分を行うまでには至らないが、当該教職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められるときに木更津市教育委員会が、監督上の措置として行う訓告、文書注意又は口頭注意について必要な事項を定めたものでございます。

なお、この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行われた非違行為について適用します。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○渡部委員

訓告等というのはどういった程度の処分なのでしょうか。

○廣部教育長

県費負担職員については、任命権者が県ですので、履歴に残る懲戒処分である戒告、減給、停職及び免職は県が行っています。それら懲戒処分までには至らないが、明らかに注意が必要なものが訓告等で、これは市が行うものです。今までも訓告等の処分を行ったことはあったのですが、判断基準を明確に定めたものがなかったため、今回規程を制定したものです。

○渡部委員

処分の根拠を示すためのものということですね

○廣部教育長

そのとおりです。

ほかにご質問、ご意見がなければ、次の報告に移ります。

報告第 8 号、専決事項の報告「木更津市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

報告第 8 号、専決事項の報告「木更津市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料 15 ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 9 条第 1 項の規定により、教育長の専決により処理を行いました案件に関するものでございます。

16 ページをご覧ください。木更津市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を制

定することについて、令和6年2月29日付けで教育長の専決により処理を行いましたので、規則第9条第2項の規定により報告するものでございます。

17ページをご覧ください。「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正により、3歳までの子を養育する職員が取得できる育児休業について、取得回数が原則1回までから原則2回までに制限が緩和されました。また、千葉県の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等の一部改正により、子育て部分休暇が新設されました。それらに伴い、木更津市立小学校及び中学校に勤務する教員等県職員に係る育児休業等の取扱いについて、改正するものでございます

その他、出勤簿等について、電子化に伴い、押印ではなく、システムでの管理に対応するよう所要の改正をするものでございます。新旧対照表は、49ページから53ページまでのとおりでございます。

なお、この訓令は令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

なければ、次の報告に移ります。人事の案件ですので、関係職員以外は退席をお願いします。

<教育部長・教育部次長・生涯学習課長・中央公民館長・教育総務課職員以外退室>

それでは、報告第9号、専決事項の報告「木更津市立公民館長（会計年度任用職員の任命について）」事務局から説明をお願いいたします。

<事務局説明・質疑>

<生涯学習課長・中央公民館長 退室、文化課長・郷土博物館金のすず副館長 入室>
次の報告に移ります。

続きまして、報告第10号、専決事項の報告「木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について」事務局から説明をお願いいたします。

<事務局説明・質疑>

<文化課長・郷土博物館金のすず副館長 退室、教育部部参事兼学校教育課長 入室>
次の報告に移ります。

続きまして、報告第11号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任免の内申について」事務局から説明をお願いいたします。

<事務局説明・質疑>

報告事項につきましては、以上といたします。

<全員 入室>

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

・令和6年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：亀田教育部次長

- ・木更津市立学校における医療的ケア支援事業ガイドラインの策定について

説明：上田教育部参事兼学校教育課長

- ・第5次木更津市子ども読書活動推進計画の策定について

説明：松本図書館長

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

＜特になし＞

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、4月の定例教育委員会会議につきましては、令和6年4月16日（火）午後1時から市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上を持ちまして、令和6年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員